

第 95 回東京箱根間往復大学駅伝競走

応援実施要項

1. 目的 伝統ある東京箱根間往復大学駅伝競走存続の為、交通妨害となる行為は一切行わず、日本の重要幹線である国道 1・15・134 号線の交通流動の円滑化を念頭に入れて応援する。
2. 方法
 - ①必ず、歩道上で歩行者の妨げとならない場所及び形態で行う。
 - ②車道上での応援は一切禁止する。
 - ③路上・店舗・公共施設等に無断での駐車を禁止する。なお、無断での駐車が発覚した場合はレッカーで移動するので、注意すること。
 - ④その他、役員の指示には必ず従うこと。
3. 以下の行為が確認された場合は以後の応援活動を一切禁止し、次回大会以降に参加する場合は応援活動が制限される場合もある。
 - 1) スタート地点、フィニッシュ地点、日本橋橋上、日本橋北詰交差点、京橋交差点付近、中継所の前後 100m以内での校旗、部旗、その他大学を標示する横幕、旗等を掲出した場合。
※混雑緩和と、応援者の場所取りなどによる混乱を避けるため、出場校を標示する物は掲出できない。ただし、その他の場所での掲出は対象外である。
 - 2) 沿道の公共物である電柱やガードレール、フェンス等に、横幕、旗、のぼり等をくくり付けた場合。
 - 3) 自動車、自動二輪車、自転車等の車両による応援を行った場合。
 - 4) 中央分離帯に上がっての応援を行った場合。また、歩行者の妨げとなる場所で行った場合。
 - 5) 競技者通過の 1 時間以上前から応援した場合。
 - 6) 応援団による応援活動を行う大学で、「応援団による応援実施要領」に従わなかった場合。
 - 7) 大学名入りの小旗、パンフレット(大学新聞)等、応援に関する道具や材料を一般観衆に配布した場合。
※共催の読売新聞社、後援の報知新聞社の要請により、戦後復活第 23 回大会から一般観衆への小旗配布は両新聞社のものに限られている。
 - 8) 脚立を使って応援した場合。